

千葉県立海浜病院医療安全管理委員会要綱

(設置)

第1条 千葉県立海浜病院医療安全管理指針に基づき、千葉県立海浜病院における医療事故の防止及び医療に係る安全管理（以下「医療安全管理」という。）体制の確保を目的として、医療安全管理のための委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療事故防止及び医療安全管理体制の推進に関すること。
- (2) インシデントレポート等による情報収集、分析及び医療事故防止のための改善策の検討に関すること。
- (3) 医療安全管理者による個々の医療事故に対する改善策について承認の可否を検討すること。
- (4) 医療安全管理のための職員の研修に関すること。
- (5) その他医療安全管理のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療安全室長
- (2) 副医療安全室長
- (3) 薬剤部長（医療法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の11第2項第2号イに規定する医薬品安全管理責任者）
- (4) 臨床工学技師（施行規則第1条の11第2項第3号イに規定する医療機器安全管理責任者）
- (5) 院長
- (6) 感染対策室専従看護師（1名）
- (7) 診療局長
- (8) 看護部長
- (9) 診療局統括部長及び部長（数名）
- (10) 診療放射線技師長
- (11) 臨床検査技師長
- (12) 事務長
- (13) 医事室長
- (14) 栄養科長
- (15) リハビリ科長
- (16) セーフティマネージャー
- (17) その他委員長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、医療安全室長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、副医療安全室長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として毎月1回これを招集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集することができる。

- 2 委員長は、医療安全文化の醸成と活発な意見交換・検討が行われるよう委員以外の自由参加を推奨する。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会等の設置)

第7条 委員長は、第2条に規定する事項に関して必要と認めた場合に、専門部会等（以下「専門部会等」という。）を設置することができる。

- 2 専門部会等は委員長の指名するもので構成する。

(合同委員会)

第8条 委員長は、千葉市立青葉病院と医療安全管理対策等の情報交換を図り、より安全な医療を提供するため、両市立病院合同の委員会（以下「合同委員会」という。）を置くことができる。

- 2 合同委員会は、千葉市医療安全管理委員会要綱第9条第2項から第5項の規定に則り、会議を開く。

(秘密の保持)

第9条 委員は、委員会、合同委員会および専門部会等において知り得た事項を漏らしてはならない。

(会議等の非公開)

第10条 会議及び議事録は委員会、合同委員会及び専門部会等の許可のない限り非公開とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、医療安全室において処理する。

(下部組織の設置)

第13条 委員会の運営をサポートするための下部組織として、セーフティマネージャー会議及びセーフティコントロールチーム委員会を設置する。

2 セーフティマネージャー会議及びセーフティコントロールチーム委員会の組織及び運営に関する事項はそれぞれ別の要領に定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。